

瀬戸内消防分署

消防 設備 点検 ・ 報告

消防設備は年に2回の点検が必要です。

▷機器点検（6カ月に1回）

▷総合点検（1年に1回）

※消防署への点検結果の報告が必要です。

建物用途に応じて「1年」または「3年」

1年ごとの報告

年2回の点検



3年ごとの報告



Q どうして点検しないといけないの？

消防設備(消火器・自動火災報知設備・スプリンクラー設備など)の故障や欠陥に気づかず放置すると、火災が発生したときに本来の機能を発揮できずに人命に危険が及んだり、建物被害が拡大する可能性があります。

Q 誰に点検する義務があるの？

消防法令により、建物の所有者や管理者などに消防設備の点検と点検結果の報告が義務づけられています。

Q 報告はどこにすればいいの？

建物を管轄する消防署又は分駐所に点検結果を報告してください。
郵送による報告又は消防設備点検アプリによる報告も受け付けています。